

Title	西洋封建制度の概説
Sub Title	
Author	占部, 百太郎(Urabe, Hyakutaro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1937
Jtitle	史学 Vol.15, No.4 (1937. 2) ,p.85(597)- 113(625)
JaLC DOI	
Abstract	この一小篇は僕の講義案の一齣である。學生に中世史の梗概を傳へんが爲、起稿したものである ので、固より根本史料に據つて研究したと云ふ譯でないから、その點、讀者の諒察を乞ふ次第で ある。
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19370200-0085

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

西洋封建制度の概説

占部百太郎

この一小篇は僕の講義案の一齣である。學生に中世史の梗概を傳へんが爲、起稿したものであるので、固より根本史料に據つて研究したと云ふ譯でないから、その點、讀者の諒察を乞ふ次第である。

第壹節 封建制度の起原

シャルルマニユ帝國分裂の重なる原因、並にクリニ修道院から口火を切つたローマ教會改革の主要なる動機となつたものは、西ローマ帝國瓦解後に端を發し、九世紀頃既にその傾向顯著となり、十二世紀に到つて極盛期に達したヨーロッパ各地に於ける封建制度の確立である。だから、中世期後半に於けるヨーロッパの歴史的進展を敘説する前に方つて、この封建制度と稱せらるる社會的、政治的、軍事的並に經濟的機構を一應説明しなければならぬ。

最初フランク王國に發生して、後ヨーロッパ各國に傳播した封建制度は、一言にして云へば、ローマ

文化とチュートン文化の兩要素の漸次化合した成果と見ることが出来る。ゲルマン人が帝國內に移住するに方つて、法律及びその他の制度を携へ來つたのだが、その定住に連れて彼等の生活並に環境が異ると共に、これ等の法律その他の制度も、漸次ローマ文化の影響を蒙つて多大の變革を見るに至つたのである。加へられた損害(wrongs)に對して、被害者の血族によつて、加害者の血族に向つて主として金銭の辯償を要求するゲルマン部族の法律は、血族關係の多い者が社會に勢力を占むる結果を齎らした。従つて、國王(世襲よりも選舉せられたものが多かつた)よりも、これ等の強力なる家長より成る團體が、社會上に實權を揮つてゐた。Principi と稱せられたこれ等の會長は、移住と共にそれ／＼その占領した地方に王權を揮つたのだが、彼等の權力は獨裁政治を強調するローマ法の直接的影響と、その領土の擴大によつて一層強化せらるるに至つた。それから、タキツスが『ドイツ志』(Germania)中に述ぶるところに據れば、これ等の會長は彼と名譽を分ち、戦時に於ては彼の御馬前に討死することを最大の榮譽としたのみならず、平時に於ても、専ら彼の身邊に奉仕して武人的訓練を受くる選抜せられた青年勇士の一團によつて扈從せられた所謂『從士制度』(Comitatus)なるものがあつた。ローマにも皇帝或は主要なる大將が蠻人の傭兵を彼等の護衛に充てた以上と稍、似寄つた制度があつた。メロヴィンガ朝の諸王もこの種の近衛(antrustions)を有つてゐた。カルロス王朝の下に於て、この種の從士は戰場には勿論、王宮内にも、行政の各部にも奉仕したのである。彼等は國王の最も信賴した從臣であつて、重大なる社

會的結果を示した。これ等の従士こそ、頓て古來の舊貴族に代つて、専ら奉仕を以て國王に忠勤を盡した新貴族である。アングロ・サクソン時代のイギリスに於ける『貴士』(Gensiths or thegns)も亦この種の新貴族に屬する。これ等の従士は『臣下』(Vassals)と稱せられた。この名稱は從來奈何なる種類の從屬者にも適用せられてゐたのだが、漸次國王又は或他の領主に對して、自由なる奉仕を捧げ、その管理に從ふ自由民だけに留保せらるるに至つた。七八世紀頃に於て、王公の權力は主として彼等が戰場に率ひる臣下の數によつて測ることが出来る程、それ程にこれ等従士は貴重になつたのである。

斯くの如く、ローマの文化と、ドイツ固有の法律その他の制度とは漸次融合し來つたのだが、その一つの現はれが、封建制度の重要な部分を成す主從制度となつたのである。

第貳節 封建制度の根幹

暗黒時代に於ける各般の分裂的社會運動と、蠻人の侵入とは、益々封建制度の進展を助長し來つたのだが、殊に八世紀に於けるアラビヤ人の侵入は、這般の進展に一層の拍車をかけた。當時チャールスマーテルがこの怕るべき異教徒を撃退せんが爲、教會領たると、俗君主領たるとを問はず、フランク王國の凡ての土地に割當てて一定の兵士を徵募した。これが封建制度の軍事的勤務を課した濫觴だと云ふことが出来る。

斯くして、暗黒時代の混亂無秩序の狀態が十世紀に至つて稍、鎮靜に歸した時、土地保有と軍事的奉仕とを基礎とする新たなる社會的國家的組織は漸く形成せられ來つたのである。當時各國家の二大急務はその領土の防禦及び耕作と、並にその人民をば一箇の自覺ある社會に結合することに在つた。封建制度は即ちこの二大急務を充たしたものであつた。封建制度が縱令幾多の缺點を持つてゐたにもせよ、大概の社會が一度は經過せねばならぬ歴史的過程の一段階だから、當時のヨーロッパも畢竟この段階に到達したに外ならぬのである。

封建制度は十世紀の頃、最早單なる借地制度以上のものであつて、當時ヨーロッパ各國の政治機構及び法律的社會的關係と堅く結合して、到底切り離すことの出來ないものであつた。當時、西ヨーロッパの社會的狀態に於て、前記の從士制度等の如き現象の外、結局封建制度の根幹を成す、三箇の制度が漸く進展しつゝあつた。

(一)『公免』(immunity)の制度 といふのは、有ゆる行政的義務を遂行すべく餘りに弱い中央政府が、その行政權を地方諸團體に委任したことの謂である。西ローマ帝國の瓦解以前、既に地方の大地主は中央政府の公認を経て、或は公認なしに、租税、軍事、その他民政に對する管轄權を彼等の手に確保しつゝあつた。ガリヤがメロヴィンガ王朝によつて改造せられたときにも、これ等地方領主の私設裁判所(行政府)は依然存續せられたのみならず、多くの大領土は特殊の charters を附與せられて、領主の意の儘

に各自配下の人民を支配する特權を行ふに至つた。尤も重罪に對する裁判の如き、國家の最高權に關する行政は中央政府がこれをその手に留保したこと勿論である。カルロス王朝の諸王はこの公免の制度を一層擴張したのだが、彼等は俗人の領土を後にして、先づ僧正領やその他宗教團體の領土にこの種の特權を賦與した。併しながら、斯る公免の特權を與へられた僧正等は、勢中央政府の選任か又は公選による執行官吏 (advocati 即ち教會のバトロネ) の手によつて、警察權及び裁判權を行使するの外なかつた。カルロス王朝が寧ろ自から進んでこの公免の制度を擴張したのは、公共の秩序の維持に對して中央政府の威令の届かないところを補はんが爲、これ等の私設裁判所を利用して、一つはこれを國王の政策の便利なる機關たらしめんとの意圖に出たのである。併しながら、九世紀頃この特權が一般教會領に許與せられたとき、執行官吏 (advocati) を選任する權利も、弱いカルロス系國王の手から脱し去つて、各教會領はその内政に對して何等國王の拘束を蒙らざる居然たる宗教的領土となつて了つた。王權の最も衰微した十世紀に於ても、教會の大地主は習慣と利益とから、貴族に黨しないで、國王に味方した。而も彼等はその代價として、舊來の特權の外、更に重罪裁判權 (power of life & death) を許與せらるるに至つた。斯くして、中世期を通じて、封建の世俗的諸侯と相並んで、靈的國家を維持し、君權を行つた教會領主 (ecclesiastical princes) といふ階級が発生したのである。

教會の領主が公免の特權を許與せられたのを見た俗領主は、自己の領土に對しても、これと同様の特

權を獲得せんと覬覦するに至つたことは、自然の趨勢である。併しながら、俗領主が小君主の地位に到達したのは、異つた経路によつたのである。この経路には、大體に言へば、二箇の段階があつた。第一に俗領主は軍事的勤務を主要とする種々の奉仕及び忠誠に對する對償としてその土地を保有する國王の借地人の地位に到達した。次に俗領主は委任又は僭奪によつて、その配下の人民に對する王權の大部分（或は少部分）を獲得した。ドイツ皇帝がアクィタニヤ公やバヴァリヤ公やデンマーク國王をして、臣下の宣誓を爲さしめ、采邑（beneficium）として従前の領土の保有を許して、地方の行政權や裁判權を自由に行使せしめたのは、公免の特權を許與したものに外ならない。フランク王國の地方行政の單位である州（county）の長官たる太守（count）が、最初は巡察使（missi dominici）と云ふ中央から派遣せられた監督官の統制の下に在つたのが、王權の衰微に連れて、這般の制遏から脱れて、往々にしてその官職を世襲として、その支配する領土より生ずる利益をも自家の所得とした如きは、この公免の特權の最も著るしい例である。斯くして、州が昇格して小なる公國（principality）となつた例は往々ある。アンジューやシャンパーニュやフランドル等の采邑は、最初世襲的の州であつたものが公國に發達したのである。それから最初は單に大なる臣下であつた者が、僭奪によつて、自己の領土に對する太守の特權を勝ち得た例は、トリエル（八九八年）、ハンブルグ（九三七年）、メッツ（九四五年）の三大僭正領に於て見ることが出来る。

(二)采邑 (benefice) の制度 フランクの君主や貴族は種々の考慮よりして、その從臣に土地を割與すること、而して臣下たるの誓約を爲すに非れば何人にも土地を許與しないことを便宜なりと認めた。當時土地は唯一の財産であり、而してそれは又忠實なる奉仕の物質的保障として役立つたと云ふのは、臣下が若し忠勤を怠つた場合には、何時たりとも、これを回收することが出来たからである。法律や道德が契約の制裁として多く効果のなかつた時代だから、領主は自然身上的義務によつて、その借地人と自分との結合を圖らんと希願し、而して凡ての借地人は武器を以てその領主を援助すべきことを規定することに於て、明白なる便益を看出したのである。

斯くして臣下に許與せられた土地を采邑と稱した。これ等の采邑が後年の *lay-fief* (俗君主より受けた世襲領) を豫表してゐる。併し采邑と *lay-fief* とを混同してはならぬ。采邑は法律上世襲領ではなかつた。それは領主又は借地人の死と共に、領主の許に復歸した。而も采邑に對する奉仕は、*lay-fief* の場合に於て幾何の土地に對して幾人の騎士を供給せねばならぬと云つたやうに、精細に測定せられなかつた。采邑を與へられた臣下の軍事的義務も、普通自由民の義務から、種類に於ても、程度に於ても異つてゐなかつた。それから、臣下が社會の他の階級から、身分上優位に在ると云ふ觀念も、未だ發生してゐなかつた。臣下が重きを爲したのは、全くその富の力と、國王に奉仕するその位階によつたのであつた。當時戰亂打續いて、本來國家に對する納税の外、その自主地 (*allodial lands*) に對して義務を有し

なかつた自由保有者 (free-holders) は、下に述ぶる供託等によつて漸次消滅するに至つたので、國防といふ國家の最大義務は、社會に於ける唯一の軍事的階級たるこれ等國王の臣下の負擔に歸するに至つたのである。

(三) 供託 (commendation) の制度 西ローマ帝國瓦解後に於ける暗黒時代の無法掠奪は、小地主即ち自由保有者をして、金城鐵壁に據つた近隣の大地主に向つて、寧ろ進んで各自の自主地を提供せしめた。而してこれ等の小地主は所謂『供託』によつて、強力なる隣接領主の臣下となり、改めて新君主の手から土地を受領した。領主は戰爭や裁判の事に關して新臣下を保護すべきことを約束する報償として、臣下の方に於ても亦、領主の爲に或種の奉仕を捧ぐることを誓ふのであつた。別語を以て云へば、一人が他の一人に對して自身を供託するのである。この供託は本來純然たる身上的取極に過ぎなかつたのだが、忽ち土地の取引となり、領主は通例、供託した人の土地に對する權利を獲得するに至つた。それから、本來非公式の事であるこの供託制度をば、忽ちにして中央政府の方で、その價値を看出したと云ふのは、これに似寄つた組織が漸次破壊せられて來たので、他の約束が人と人との間に締結せらるることを必要としたからであつた。この如く供託の風が熾んなるに従つて、所謂『領主なき人』 ('lordless man') は不信用の對象となるに至つた。何となれば、その人の善行に對して責任を負ふ者が有り得ないからである。

以上述べた三箇の制度が相合し融和して封建制度の一般的進展を促進したことは、容易に看取せらるる所である。九世紀頃には既に遙に進展して、到る處、廣い『公』權を行使する莫大なる領土を保有する有力なる領主を見るのである。これと同時に、吾等が既に検討した諸の理由から、中央政府の權威は尾大不振のシャルルマニユ帝國に至つて益々微弱に陥つた。斯くして、ローマ教會以外、帝國內に統一と云ふものは存しなかつた。その代りに、公權と私權とから建設せられた、而して自給自足を爲す無数の大小領主の國家があるのみであつた。これ等の大小領主は互に相争ひ、苟くも外部からの拘束を排撃するに力めて成功した。併しながら、斯くの如き無政府的状態と、嚴しい秩序ある一種の政治機構であり既に十分に發展した封建制度その物とを、決して混同してはならない。

第三節 封建制度の定義

上述の如き起原に發し、暗黒時代を経て漸次進展し來り、十二世紀に至つて略々完成の域に達した封建制度の機構は如何なるものであつたか。これより進んで、その全貌に就いて説明を加へたいと思ふ。(註)

封建制度の機構は極めて複雑多様であるから、これに對して一定の定義を下すことは至難である。ブライスマや、メートランドや、その他の學者がいろいろの定義を下してゐるけれど、要するに、何れも抽象的説明に過ぎないから、その中で稍々特色あるヴィノグラドフの定義を援用する。彼は封建制度を

以て一種の契約だと強調してゐる。曰く『一箇の意味に於て、封建制度は契約に基く社會の取極めであるとして、定義を下すことが出来る。契約は現代の商業取引の上に重要な役目を務めてゐるけれど、吾等は今日國家が借地法に基いてゐるとは考へない。……併しながら、現に研究しつつある中世期に於ては、政治的組織並に社會的交渉の形式は、凡てこれを封建的契約から演繹することが出来る。人の身分は何れにしても土地に對する彼の地位に關聯した。一方に於て、土地保有制度は政治上の權利と義務とを決定した』(Cambridge Medieval History, III, p. 458)

この定義は封建制度の機構の一面を道破してゐることを認むるけれど、封建制度は全部契約から成立つてゐると思はれない。そこでこの制度のもつと明白なる觀念を擱まうとするには、此の如き抽象的定義に依らずして、具體的記述的説明に竣つの外はない。イギリスに於ける中世史研究の一大權威であるダヴィス氏の説明は、群書中最も簡明に封建制度の綱要を描寫してゐると思ふから、左にこれを紹介することにした。(H. W. C. Davis: Medieval Europe, pp. 88—93)

(註) はじめて封建制度を體系化したのは、十七世紀に於けるイギリスのサー・ヘンリー・スペルマンである。一般に封建制度はウィリアム戦勝王がノルマンディーからイギリスに輸入したと稱せられてゐるけれど、ノルマン征服前、夙にイギリスにては所謂封建制度を構成する各要素即ち *Feudum* が存在してゐたのである。それが、ノルマン征服後に至つて漸く發展したのである。これ等の相互に矛盾する數多の *Feudum* を概括して兎に角一箇の制度に體系づけたのは、即ちスペルマンである。この制度の各要素がイギリスと同様、ヨーロッパ大陸諸國に存在したことは、既述の通りである。スペルマンは一通りこの制度を體系づけたけれど、彼の原則

には幾多の除外例あることを忘れてはならぬ。何れにしても、封建制度なるものは、歴史的法律的教科書以外に於ては、何れの時代に於ても、渾然たる論理的制度に發展しなかつたのである。

第四節 封建制度の機構

十二、三世紀に於て、封建制度は地方政治、司法、立法、陸軍並に有ゆる行政權の基點である。この時期に於て、法學者等は凡ての土地が直接又は間接、國王から保有したものであるとの學說に到達した。國王は彼自身王國內の全體に散在した『直領地』(demesnes)を有した大地主である。これ等の領地から生ずる収入は、國王の恆久的収入の大部分を成すものである。國王の周圍には一團の『直參』(tenant-in-chief)が侍るが、それは僧正、僧院長、その他の教會僧官並に公(dukes)、伯(太守)(counts)、男(borons)等の大小貴族と騎士(knights)とである。俗人たると僧侶たるとを問はず、これ等直參は凡て彼等が國王から受領した土地に對する報償として、それ〴〵特定の奉仕を捧ぐる義務を負はねばならぬ。その最も重要なるは、一定の割合を以て課せられ、而も通例各自の費用を以て裝備する騎士を供給する軍事的奉仕である。彼等は又不時の事ある時、國王又は領主に對して、三種の『助成金』(auxilia, aids)を拂つた。即ち臣下たる者は領主が捕虜となつたとき、その領主の一身を賠償し、領主の長男が騎士となつたとき、又は領主の長女が結婚したとき、その都度費用を負擔せねばならなかつた。これ等の負擔は

最初唯だ臣下に向つて期待せられただけであつたのだが、後には當然の義務なるかの如く取扱はるるに至つた。

その他臣下が國王又は領主に對して負うた經濟的義務に下記の如きものがあつた。(一)『采邑相續税』(relief, relevium) 臣下死去したとき、その采邑は當然丁年以上の後繼者(女子よりも男子、年少よりも年長に相續權あること勿論である)によつて相續せられたけれども、相續者はその采邑を領有する前に方つて、領主に對して、采邑相續税を拂はねばならなかつた。通例『騎士采邑』(knight's fee) (年收廿磅を生ずる土地)の相當なる相續税は一百志であつた。(二)『初穂』(first fruits) 國王はその直臣の相續者に對して、采邑相續税の外に、その拜領地の最初一年の收穫を徴した。これを初穂と稱した。(三)『後見』(wardship) 臣下の相續者若し丁年以下であるときは、領主は後見の名目の下に、何等利得の計算なくして、相續者の身體と共に土地を保管したのであつた。男子は廿一歳、女子は十六歳に達し、後見人の手から土地の引渡しを受くる権利があつたけれど、尙ほ初年の利得の半分を拂はねばならなかつた。(四)結婚 被後見人が婦人であるとき、領主はその結婚に干涉する権利を有つてゐた。被後見人若し領主の推薦した男を拒んだときは、その夫たるべき配偶者が領主に納めなければならぬ金額と同一の金額を領主に拂はなければならなかつた。又若し領主の同意を経ないで結婚したとき、被後見人は結婚費の時價二倍を支拂はねばならなかつた。(五)『公收』(escheat) と沒收 臣下に於て適法の相續者を缺くか、若

くは重罪乃至叛逆罪によつて土地收益權を喪失した場合には、采邑は當然領主に復歸した。この公收の外に、重罪の宣告を受けた者は別に國王から土地を沒收せらるる規定があつたが、叛逆罪の場合にはその人の終身他の重罪の場合には、一年一日をその期間としたのである。(六)土地讓渡の手數料 土地の讓渡に關しても、領主の許可を得るには手數料を拂ふ規定が設けられてゐた。

臣下は又國王の召集する評議會に規則正しく出席し、而して王立裁判所に『課税評價人』(assessors)として陪席する義務を負うてゐた。彼等は事實契約によつてその土地を保有してゐた。併しながら、この契約書に明記せられた義務を果たすだけで、彼等と國王との關係は盡きないのであつた。漠然と而も弾力性ある意味に於て、直參は國王に對して『名譽』(odsequium)と『忠義』(fidelitas)とを拂はねばならなかつた。^(註) 彼等は國王の利益を擁護し、その品位を高むべく、凡てその全力を盡さねばならなかつた。國王の方に於ても又、有ゆる重大なる事柄に就いて、集合的に彼等に附議し、且彼が彼等に許與した權利及び所有物に就いて、個別に彼等を支持する義務を負うてゐた。これ等の身上的であり、不定である約束は、雙方何れも或極めて重大なる理由なくして破棄することは出来なかつた。若しこれを破れば重大なる叛逆であり、重大なる義務の怠慢であり、重大なる權力又は特權の濫用であつた。

これ等の直參は銘々その領土に於て、以上と同様の契約、同様の身上的關係によつて拘束せられてゐた數多の『陪臣』(sub-tenants)を有してゐた。即ち國王から多額の土地を受領した大諸侯は自家の直領

としてその幾分を保有した殘餘の部分をば、彼が國王から受領したと同様の奉仕を條件として、その臣下即ち陪臣に分配したのである。陪臣は更にその保有地を割いて、その又臣下に同様の條件を以て許與した例も少なくなかつた。これが所謂『再封建』(sub-in-federation)である。直接の領主に對する陪臣の『隨身』(homage)は有ゆる臣民が凡て國王に負ふ忠誠を留保することによつて、當然制限を蒙つてゐる。この留保が爲されて、何等かの實際的結果を齎らすであらうか、何うかは、畢竟その國王の材幹と人物とによるのである。その留保が有効な場合、それは國王が陪臣から一定の國家的義務の遂行を要求することが出來、彼等に對して軍事的奉仕を命じ、その裁判所に於て彼等を裁判し、貴族等より組織せらるる國王の評議會の協贊を経て彼等に課税することが出來ることを意味する。一方に於て、それは又これ等の陪臣が國王に對して戰を挑み、又は何等か公安の破壊を行ふ口實として、その直接領主の命令を盾にとること能はざることの意味する。國王に對する忠誠の一般的義務が履行せられない場合、直參は名義はさうでなくても、事實上藩王となつて、封建的國家は世襲的大統領を戴く聯邦となり、國王は時折聯邦各州間の紛争を仲裁し、又は往々外戰に彼等を率ひるに過ぎないことになる。

封建國家の他の成員は、封建的階級制度に於ける種々の人々の配下に、それ／＼自身に團體を造るか、或は團體を造るべく強制せらるる。廣漠たる田舎の土地は、一部分金錢か、物資か、又は奉仕を各自の領主に拂ふ小なる『自由保有者』によつて耕作せらるる。これ等の自由保有者は陪臣と均しく、最も多

くの行政上の目的に對して、その領主の管轄の下に支配せらるる。尤も組織の整つた國家に於ては、甚だしい種類の暴行が行はれた場合、國王の裁判所が彼等を保護するのである。

土地の一部分は自由保有者によつて耕さるるけれど、その大部分は領主の直領地の耕作にその勞働日の大部分を捧ぐべく餘儀なくせらるる『賤民』(villani, serf)から成る村落社會の間に分配せらるる。封建法の傾向は、これ等の農夫をば奴隸として待遇し、彼等に對して國王の裁判所の保護を拒み、その領主の意志の儘に土地を保有する者として取扱ふに至つた。然るに實際上、領主は十分にその法律上の權利を主張する能はざることを看出した。假令領主は逃亡者を呼び戻す權利を有しても、逃亡者を根絶することは困難であつた。假令領主は自己の要求する一定の方策を決めても、隸民に對して反抗の精神を挑發することは、危険であり不利益でもあつた。隸民は彼等の借地權に關する事柄に就いて上訴することとは出来なかつたのであるが、彼等に對する最高の裁判官たる領主は、何代もく不變の儘なる一定の契約を守ることが、却て得策であることを看出したのである。だから、縦し苦境に在つたにもせよ、隸民の状態は封建制度の法律家が彼等の状態に就いて述べたところのものを研究して吾等が想像する程に、不安定なものではなかつたのである。

眼を田舎から都市に轉すれば、凡ての市民が國王又は領主の配下に在つた事、或都市は唯だ半解放の隸民社會に過ぎなかつた事、或都市に於て市民は小なる自由保有者の身分を有した事、少數の——それ

も益々減少しつつあつた場合に於て、市民は『自治團體』(communes) 即ち自由都市として取扱はるべく、領主と集合的に交渉する権利を樹立した事を看出するのである。この最後の場合に於ては、選舉せられた公吏 (magistrates) の配下に平民的自治の形をとつた。これ等の公吏を通じて、都市は以前の領主に一定の地代を拂ひ、而して通例、國王の特別なる保護を要求し、以て直參の地位を保持するに至つた。奈何なる社會と雖も、精神に於て、組織に於て、中世期の自由都市以上に非封建的なるものは在り得ない。併しながら、都市は封建の階級制度の中に一定の地位を勝ち得て、安全なる存在を確保したに過ぎなかつた。

實際上、僧侶こそ有ゆる土地を封建化し以て各人をして領主の配下に置かしむる一般的傾向に對抗して成功した唯一の大階級である。彼等と雖も時代の精神に對して、大なる讓歩を爲すべく餘儀なくせられた。僧正及び他の高級僧官が、彼等の地位と普通の直參のそれとの間に多少の區別を確立するに至つたことは、長い破滅的な紛争の代價を拂つてからのことである。さうなつたとしても、凡ての宗教團體の主要なる寄附財産は、封建的奉仕の契約の下に保有せられた采邑であると云ふ法律が存在してゐる。これにも劣らず困難であつたにせよ、一層成功したのは、『寺區牧師』(Parish-priest) は領主の臣下である、而して臣下としての義務を承認することによつて、その僧職をその子に相續せしむる臣下の特權を獲得することが出來ると云ふ理論に反對した僧侶の鬭争である。

(註) 封建君主が土地を臣下に賦與するには一定の『親授式』(livery of seisin)を行つた。即ち土地を授けられて臣下となる者は、無劔無帽、恭しく領主の前に跪いて、その兩手の間に自己の兩手を入れて、下の如く宣誓したのである。曰く『臣は今日以後、身命と有形の崇拜とを捧げて、君の臣下となり、君に對して信實忠誠なるべく、而して臣が君より拜領したる不動産に對しても、敢て違背しない』と。領主は次にその臣下の頬に接吻して、忠義の宣誓を承認するのであつた。陪臣のその直接領主に對する宣誓も略々これに準じた。

第五節 封建制度の弊害と其匡救

以上は十二世紀頃に完成せられた封建制度の概観である。財産の所有には公けの義務が伴ふ。而して大なる富はそれだけ社會に對して重い義務を負はねばならぬと認められた封建法の根本原則は、善政と公正なる社會的關係の精髓とを提示したものである。スタップス僧正は封建制度に就いて注意深くかう言つてゐる。曰く『封建制度は若しそれが天天使 (archangels) 等によつて運用せらるることが出来たならば、極めて立派な方策であつたであらう』と。併しながら、天天使に及ばない人間がこれを運用したから、種々の弊害がこれに伴つたのみならず、制度それ自身の缺點も亦少くなかつた。先づ第一、封建制度は今日吾等が國家及び市民權の概念中に於て、最も重要だと主張するものを、凡て否定してゐる。理論に於ては全く爾うでないとしても、結果に於て、封建制度は個人が隨意の契約を結んで負ふところの義務を先にして、市民たる者の義務を後にしてゐる。而もこの契約は市民が國家の支配者と結ぶことも

出來れば、大多數の場合に於ては、市民と市民との契約である。當時行はれた觀念から見て、正しいことであつたにもせよ、この契約は常に領主に對して專横放恣なる權威を行使せしむる多少の拔道を許したので、假令法の威力ニール・ホッローを破壊しないとしても、それを毀損した。

それから、封建制度の結果は、國防の主もなる負擔をば國王に對して軍事的奉仕を拂ふ大地主の排他的世襲的族閥に課した爲、政府は專制主義に非れば寡頭政治に墮して、何れの場合に於ても、主として社會の必要なる基點たるべき産業を賤しみ、且特權を保持する階級の利益のみを圖るに至つた。尙ほ又封建制度の下に、國王の立法、司法、行政の三大權は、前述の如く、往々にして有力なる臣下の爲に、或は僭奪せられ、或は國王の便益に任せて許與せられた。斯くして、吾等の思惟し得る最惡の民政は行はれて、これを牽制せんとしても、弱い中央政府の權力を以てしては如何ともすること能はざるに至つた。

次に國王の臣下である地方の總督即ち大諸侯等は國王から廣大なる采邑を受領した外多くの場合に於ては、最初から自主地をも領有してゐたから、名義上は國王の臣下であつても、實際君主を凌駕するの權力を養つて、國家内に更に國家を造るの狀勢を呈したのである。パリ伯に過ぎないカペー系のフランス國王よりも、ブルグンド侯やアキタニヤ侯が遙に廣大なる領土を支配してゐたことが、その著るしい適例である。斯くて陪臣にして縱令國王に反對しても、その直接の君主に忠順なるの弊風を長養する

に至つた。封建制度の最悪なる弊害は實にこの點に在つた。ウィリアム『戦勝王』がノールスベリーの平野に全イギリスの地主を召集して、その直接の領主と共に國王の爲に戦ふべしとの宣誓を爲さしめたのは、彼が故國のノルマンディーに於ける下剋上の弊害に鑑みた苦がい經驗に徴して斷行したのであつた。

左りながら、封建制度は常に必ずしも武装なき人民に對する武人階級の虐政とのみは云はれなかつた。ローマ帝國と均しく、フランク王國は菲政と弱政と苛斂誅求とによつて、臣民の尊敬と人望とを失墜した。それ程に搾取しなかつた封建領主は、往々帝國の誅求からその領民を保護した場合も少くなかつた。北方人種やマチャール人の侵入に對して、大諸侯は各自能ふ限りの力を盡してその領土の防禦に當つたのだが、この自家の利益の爲に圖つた防備が、前にも述べた如く、會々一方に於ては近接の弱い小地主（自由保有者）の供託制度に導いたのである。併しながら、ヘンリー一世やオットー大帝の努力によつて、蠻人侵入の潮流が逆轉して、ヨーロッパの中原が靜穩に歸するや、これ等の封建的小專制君主は、保護者の地位から社會のペストに墮落したのであつた。この社會の病毒の蔓延を防遏することが、當時代に於ける大なる政治的課題であつたのである。

而して封建制度の最大害悪は私闘である。^(註)私闘はイギリスでは國王の認むるところとならなかつたけれど、私闘の最も熾んに行はれたフランスでは、國家もこれを公認すべく餘儀なくせられた。私闘は實

際貴族の一種の社會的義務であつたのみならず、それは又彼等の私的快樂であつた。戦争は勿論全貴族階級の殆ど常職とも云ふべきであつたが、その戦争時間の幾分は防禦か攻撃か國王の公戦の爲に費やされたけれど、貴族によつて行はれた戦争の大部分は貴族間の私闘に過ぎなかつた。貴族は國王及び陪臣に對してこそ義務を負うてゐたけれど、同輩の貴族間には相互に何等の義務だも負はなかつた。この事が私闘の盛行した一大原因であつたことは疑ないところである。加之、私闘は貴族にとつて好箇のビジネスであつた、と云ふのは當時土地が唯一の富であつて、その供給は嚴しく制限せられたのだから、貴族がその富を加ふる方法としては、戦争か結婚政略によつて土地を獲得するの外に途がなかつたからである。而して又私闘は、貴族がその陪臣に職業を供與し、若し戦に克つたときには、分捕物や采邑を以て彼等に褒賞することを得しめたのである。私闘はイギリス、フランス、イタリヤでも熾んに行はれたが、殊にドイツ民族の間に流行したことを證明するものとして、『決闘裁判』(duellum, ordeal of battle)の制度を擧ぐることが出来る。

斯くの如く、封建制度の弊害が極甚であつたので、これを匡救すべく、種々の方策が各方面に於て講ぜらるるに至つた。別章に述ぶるが如く、先づ教會側に於て、十二世紀中に封建制度の最惡の弊害たる私闘を制限し、その恐怖を緩和せんが爲、或時期を限りてこれを禁止せんことを試みた。『神の休戦』(Truce Dei, Truce of God)及び『神の平和』(Peace of God)と云ふのが即ちそれである。併しながら、

これ等の提唱は種々の理由から、その効果がなかつた。

封建制度の弊害が、以上の教會側の提唱に比して、一層有効に匡救せられたのは、都市側から發起せられた企圖であつた。十二世紀から十三世紀に亘つて、フランス、イタリヤ、ネーデルランド、ドイツの各自由都市 (free cities) に於ける商業階級は、都市産業の主要なる中心から封建制度を排斥することに於て成功した一種の組合組織を完成した。^(註三) ライン諸都市が當時帝權の式徴によつて、私闘が途止みなく行はれ、盜賊隊が河川及び公道を荒らし、爲に通商は全く衰頽したので、一二五四年『神聖平和聯盟』 (League of Holy Peace) を締結したのがその最も著しい例である。王國たると然らざるとを問はず、比較的大なる諸國家に於ても、これ等都市の刺戟を受けて、教會と庶民とに支持せられて、この鵠征伐に乗り出した。而も封建制度は根絶せられなかつたけれど、それは漸次王法の支配の下に復歸せられて、多少その害惡を匡救するに至つた。

(註一) 私闘や、封建制度の副産物たる騎士道的冒險心や、封建的經濟關係から發生した多數の無産者の分捕慾並にローマ教會が私闘の弊害を患ひて、騎士等の好戦心をヨーロッパ以外に向けんとした政策等が、結局十字軍を誘起したのである。

(註二) イギリスでは都市を封建制度の機構外に置いたが、フランスでは都市を『自治團體』 (communes) として、封建制度の領主たり、或は臣下たることを得る資格を賦與した。

第六節 騎士道

封建制度の弊害を匡救すべく、而してその缺陷を補修すべく、これも教會側の唱道によつて、十一世紀頃から特殊の往々幻想的なる禮儀及び道德律が進展し來つた。それは戰爭を醇化し、而してこれを文明化せんとする尊ぶべき著名なる企擧である。『教會の用に供すべく俗人の戰鬪的本能を神聖化する』ものと定義せられた『騎士道』(chivalry)の制度が即ち夫れである。

騎士道の道德律として規定せられた條項の中には、キリスト教の信仰の根本的教訓の如く、餘り理想に失して、實行不可能のものも少くなかつた。然るに、騎士道によつて具體化せられた倫理——勇氣、愛國心、忠義、正直、寛容、禮讓、大度等の諸徳——は縦しそれが一階級に限られて、社會一般に對して公正とは云へなかつたにもせよ、宗教が餘り不可能事を要求して自から得たりとした時代に方つて、實行に適する道德律を規定せんとの眞摯なる努力を代表してゐたのである。騎士道が後年放縱と傳統的誇張に墮したにもせよ、最も悪く見積つても、それが人間の關係及び人間の職業に理想的意義を附したことの功績は争ふことが出來ない。殊にそれは婦人に對して、彼等が古代の奈何なる社會制度に於て占めたよりも、一層名譽ある地位を與へた。それは即ち人間の天性の一半を再發見したのであつた。理想的騎士とは獨身生活に満足し、或は剃髮して、邪教徒を征伐したり、或はその他の『正しい』戰爭に一生を捧ぐることに在る。これ等未婚騎士の婦人に對する『騎士』的態度は中世期詩歌に華々しいロマンスの資料を供給してゐる。パーシファルの傳奇談や、その他『聖杯』(Holy Grail)の探求に關する英

雄物語が即ちそれである。これ等の『完全なる』騎士は實に『神と婦人の友』であつたのである。

騎士道の發達に伴つて、騎士組合の目的並に騎士的行爲の規則を揭示した綿密なる法令を有した騎士の大なる國際的團體が發生した。テンプル武士團 Knights Templars とかヨハネス武士團 Knights of St. John とかゞそれである。それから騎士の制度と爾かく緊密に結合した『紋章』(heraldry)の藝術は騎士の人相を隱蔽したカッキリとした兜と、十字軍の間に於けるサラセン藝術との接觸とによる合成の産物である。その後急速に發達した紋章それ自身は、廣く深く西ヨーロッパの封建藝術に根ざしてゐる。そのモットーは騎士道の理想及び道德を反映し、而してその模型及び色の配合は、中世期人の藝術的向上心と資能とを闡明してゐる。

それから騎士道の制度は、貴族の戰鬪的好尚をば、幾分か教會の認許した徑路に向つて指示した。疑もなく、それは又私鬪の方法をば人道化した。敵に對して公明ならざる便益を取ることは騎士でないとせられ、又敵を寛大に取扱はねばならなかつた。紳士でない後年の職業的武人と、これ等中世期騎士とを比較すると、その戰鬪意識に於て、大に異なるところがあつた。戰爭はルールに遵つて演ぜらるべきゲームであつた。既に倒れてゐる敵を撃つことは、騎士たる者の屑しとせざるところであつた。敵を殺すよりも、これを捕虜として償金の代りに拘禁する方が、何れにせよ實際上却て有利だとせられた。これ等騎士間の戰鬪によつて生じた損害の程度は、今より二三十年前アメリカ大學のフットボール・ティー

ム間の試合によつて生じた損傷に比べて、餘り多くはなかつたやうである。騎士の戰闘的ルールが戰爭の眞劔味を殺ぐ嫌ひはあつても、戰爭の激化を輕減し、而して戰爭に對する恐怖心を緩和した利益の少くなかつたことは否み難いのである。

第七節 莊園の起原

以上述べ來つたところのものは、主として封建制度の政治的軍事的方面に關した機構であるが、中世期に於ける西ヨーロッパの人民の約九割を占めてゐた社會の下層階級に最も重大なる關係を有する、この制度の經濟的乃至社會的方面の檢討を閉却してはならぬ。封建制度の法律は社會の階級を、『祈禱する人と、戰爭する人と、勞作する人』とに大別してゐる。この勞作する社會最大多數の賤民の生活は、深く封建的觀念によつて影響せられた、而も必ずしも全然封建的ならざる一種の制度の中に送られ、而してそれによつて大に規制せられた。それは『莊園』(manor)の制度である。

莊園とは領主の配下に於ける村落或はそれ以上のものだと解釋せらるる。(Eyre's *European Civilization*, III, p. 251 note) 十二世紀に於ける西ヨーロッパの通常賤民の職業は農業であつたから、これ等賤民の眼界は、彼等が生活した村落と、彼等が耕した耕地とに限界せられてゐた。併しながら、十二世紀に於ける村落は一定のプランによつて組織せられ、それは又封建的計畫の中に編入せられてゐた。即ち

村落は莊園に吸収せられたが、その莊園には種々の形態はあつたにせよ、その最も普通なるものは、領主の下に於ける村落に出でなかつた。一言にして蔽へば、莊園とは領主の配下に於て、共同耕作を營み、その收穫によつて各自の生活の資料と、領主に拂ふ租税とを得た自給自足の社會である。この制度は封建制度の政治的方面とは別個に發展したものであるけれど、それと緊密に結び著いて引き離す可からざる機構を具するに至つた。何となれば、一方に於て封建治下に於ける人民に對して法律的的政治的保護を與ふる必要と共に、他方に於ては、土地の耕作に従事して全社會の生活に對して資料を供給する農民の爲に經濟的制度を設くる必要に迫られたからである。而もこの經濟的制度は、封建制度の政治的方面が未だ十分に發展しなかつた九世紀末頃既に確立してゐたから、その起原に於て、後者よりも古いのである。

莊園の起原に就いては學者の間に論争せられて、未だ歸着するところがないけれど、その詳細を述ぶることは本文の範圍外に屬するので、茲には但だその梗概を擧ぐるだけに止むる。或論者は地主の執事によつて支配せられ、奴隸と、*coloni*として知られた半奴隸的借地人によつて耕作せられたローマの *villa* に莊園の發展の萌芽を認めてゐる。この見解は又、吾等が既に上文に述べたローマ帝政の末路に於ける半封建的借地法の重要性を強調してゐる。これと對立して、莊園の起原をドイツに置く論者があるが、それは二派に別れてゐる。その一派の學者は、ゲマニヤの蠻族がローマ帝國に侵入する以前、自

由なる村落社會は既に消滅してゐたから、ゲルマン人とローマ人との混合した社會が莊園の形式に融合するのは自然であり容易であつたと論じ、他の一派の學者はゲルマン人がローマ帝國內に侵入したときも、その後當分の間にも、依然自由なる村落社會を維持してゐたのだが、メロヴィンガ王朝末路の混亂無秩序に乗じて、有力にして貪慾なる大地主等はローマの *Villa* の一層有效なる組織に倣つて、部落民の自由を奪ひ、莊園の制度を確立したのだと論じてゐる。この後者の理論はローマの世界に看出されなかつた農業の『小耕地制度』(strip system)と、後年の賤民の状態に於ける自由なる要素との意義とを強調してゐる。併しながら、莊園は恐らくいろいろの源流から發生して組成せられたものであらう。それは非封建的な諸要素を包含してゐるけれど、自然に封建的計畫に適應するに至り、結局有ゆる中世期の大國家の中に存在した數多の自給自足なる經濟的社會的團體を形成することになつたのである。

第八節 莊園の機構及び生活

然らば封建制度の經濟的社會的方面であつた莊園の機構並にその人民の生活は何うであつたか。

莊園は極めて複雑なる制度であつた。通常村落とその範圍を同うした莊園は協同の耕作法によつて維持せられ、その組織によつて農民の身分を決定した自給自足の農業的單位であつた。その頭首は配下の住民に對して、廣大ではあつたが、決して無制限ではなかつた權利を有した莊園の領主であつた。ヨ-

ロッパの北部及び西部に於ける莊園の農業は『開放耕地制度』(open-field system)として知られた耕作法を基礎としてゐた。莊園の全土は圍なき大耕地に仕切られて、莊園の農民はこれ等の大耕地内に散在して連續しない小耕地を保有した。領主自身の土地と雖も、通例この方法によつて區分せられた。自給自足が莊園組織の主眼であつたので、従つて莊園内の土地は凡て協同耕作の方法によつて耕された。斯くの如く、殆ど他の社會と交渉のなかつたことが、中世期を通じて、飢饉の問題が莊園に於て緊切であつた理由である。

莊園内に於ける農民の領主に對する關係は處によつて非常に區々であつたが、農民の間に一般的定義を下し難い範疇が生ずる傾向があつた。通例借地料金を拂ひ、各自の欲する如く自由に土地を賣買して、莊園内に小耕地を保有した自由保有者(free-holders)があつた。併しながら、莊園内の人民の大多數は自由を有しない、最も普通に『賤民』(villain)と稱せられたものであつた。彼等は無數の奴隸的義務と、卑屈なる徵税とを課せられた。彼等はその耕地を立去ることが出来なかつた。尤も彼等の多くが爾かすることゝを好んだか、何うかは疑問であつたにもせよ、一般に賤民は『借地相續税』と、heriotと稱する女子結婚手数料等を課せられた。彼等は通例領主の土地の播種を手傳はねばならなかつた。彼等は又領主の土地の收穫の際の如き、一年の一定の時季に強制的奉仕を捧げた。これを boon work と稱する。彼等は又正規に一年を通じて、一週の數日を領主の土地に於て働かねばならなかつた。併しながら、嚴

しい法律も尙ほ彼等に多少の權利を與へて、實際上彼等を奴隸として扱ふことは出来なかつた。領主はその意の儘に課税したけれど、その保有地を剝奪する程に嚴酷ではなかつた。隸民は領主以外の人民に對して廣大なる權利を有したのみならず、莊園の習慣によつて、領主に對ても保護せられてゐた。賤民が領主に對する訴訟に於て、莊園裁判所に於て勝訴した場合は決して稀有のことではなかつたのである。

十二世紀頃に於けるイギリスやフランスその他の村落生活は原始的であり、悲惨であつた。農民とその家族の勞働の結果の大部分は、彼等を牛馬視した領主に搾取せられて、有ゆる虐待と壓制とを蒙つた。教育は僧侶のみに限られて、普通農民は無學文盲で、従つて疎暴で貪慾で肉感的であつた。ローマ時代の社會的保健施設は全く廢棄に歸して、衛生思想は中世期農民の間に跡を斷つた。農民の住宅は概して縦二十呎横十四呎の陋屋で、これに壁で仕切られた家畜小屋が附設せられてゐた。斯くの如き状態の下に、流行病は頻繁に襲つて來た。飢饉と流行病はイギリスの特別なる呪であつたが、フランスには殊に消化不良に因る『麥奴病』(ergotism)が流行し、ノルマン人の間には癩病菌が猛威を逞うした。

併しながら、以上は莊園生活の暗黒なる方面であつて、その快活なる方面の存したことを忘れてはならぬ。例へば、當時の人は絶えず中世期イギリスの賑かだ愉快であつたことを強調してゐる。兎に角十二世紀に於けるイギリスでもフランスでも、何等普遍的な社會的不平の徵候をも認められない。戰爭はあつても、それは君公の戰爭である。生活が困難であり、その状態が逼迫し、不潔であつても、それに

は慰藉があつた。農民に對して、借地權の安固があつた。彼等はその土地の生ずる産物によつて生活した。加之、彼等の屬する社會の秩序は鞏固であり、而して正にせよ不正にせよ、彼等が信じてゐた倫理的體系にその生命を依託してゐた。斯くして、吾等は中世期の農民に於て、一般的快活と善良性を看出すことが出来るのであつて、これ畢竟中世期キリスト教の賜であらねばならぬ。永劫に對する農民の信念は確固不動で、好運も悪運も人間の所業ではなくして、畢竟人智を以て測る可からざる神命に歸するものだと觀念して、現世的野心に對して頗る淡泊であつた。この撲實さは往々迷信を導いたが、それは又眞個の満足を與へたのであつた。要するに、中世期の農民生活に於て、吾等は苦難と不潔と殘酷と不善とを認むるけれど、莊園の小天地に満足して、外部からの攪亂を受くることなき安靜の生活を送つてゐたことを看出すのである。